

平谷村における女性職員の活躍の 推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

平 谷 村
平谷村教育委員会

平谷村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28年 4月 1日

平 谷 村 長

平 谷 村 教 育 長

平谷村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき平谷村長、平谷村教育長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行います。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律のに基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順にあげている。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

目標：平成33年度までに、採用者の女性割合を平成26年度実績（25%）より5%以上引き上げ、30%以上にする。

〈取組内容〉

- ・平成28年4月～ 女性向け採用説明会の開催回数を年間1回から2回に拡充
- ・平成28年4月～ 近隣大学への呼びかけの拡充

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

目標：平成33年度までに、管理的地位の女性割合を平成26年度実績（0%）より引き上げ25%にする。

〈取組内容〉

- ・平成28年度より女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ・平成28年度より係長・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を実施する。

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

目標：平成28年度より、職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間の縮減の実施。

〈取組内容〉

- ・平成28年度より新たに毎週金曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ・平成28年度より職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。

(4) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）

目標：平成28年度より、ワークバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間あたりの生産性を重視した人事評価を実施する。

〈取組内容〉

- ・平成28年度より年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ・平成28年度より出産・子育てなど個々の女性職員の事業に応じて、個別に育成方針をたてるなど、柔軟な人事プランを作成する。

(5) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇及び育児参加のための休暇取得率

目標：平成28年度より、組織として男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。

〈取組内容〉

- ・平成28年度より出産を控えている全ての男女に対し、管理職（又は人事担当部局）による面談を行い各種両立支援体制（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- ・平成28年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。